

会計年度任用職員制度により臨時的任用者の待遇が大きく向上 R2.4.1～

主なもの(正規職員との待遇格差が是正されています)

- ①経験を考慮した給与決定(臨時職員等の職歴が加味された給与が決定されます)
- ②3/31切任用による1日空白問題の解消(長期休業中等の任用切も廃止)
- ③公立学校共済組合及び互助会加入(各種事業申し込み可能となりました)
- ④要件を満たせば期末手当支給
- ⑤年休付与最大20日及び繰り越し可能や職種の違いによる休暇制度の是正
- ⑥退職手当は任用継続中は通算され任用切の際にまとめて支給
- ⑦一部の職名が変更(例・臨時事務補助員⇒臨時事務職員 届提出時にはご注意ください)



状況の変化の多い季節です！扶養手当及び保険証・住居手当にはご注意ください

進学や就職及び退職や転勤等で家族状況に変化の多い時期です。状況の変化についてはお知らせいただかないと分かりません。手続きが必要な主な事例を列举しますので参考にしてください。

- ①子どもが就職した、または進学等にともない別居した
- ②配偶者が退職、または就職や育児休業から復帰した
- ③異動等により住所移転した、及び借家を借りたまたは退去した
- ④借家を借りている人は契約期間の延長や家賃額の改定などの契約内容が変化した
- ⑤その他手当や保険証等にかかる状況が変化した

これどうかな？と思う場合は事前に各校事務職員や学校事務センターまでお尋ねください！！

(聞くのはタダ！届が遅れるとお金を返納することになりますので注意してくださいネ！)

年度末を迎え各種〆切が通常より早くなります 別途連絡しますのでご協力ください

旅費登録及び精算 ⇒ 学校3/16(月)〆切

追加登録及び精算 ⇒ 3/23(月)9:00〆切厳守

特殊勤務実績簿 ⇒ 学校3/23(月)〆切

非常勤実績簿 ⇒ 学校3/23(月)〆切

※文化スポーツレジャー補助金申請もお忘れなく！

人事異動書類

市内異動者の人事異動書類は教職員の負担軽減のため学校事務センターで受け渡しを行います。そのため出勤簿等が4/1に学校に届いていない場合もありますがご理解ください。

またその他の異動者(市外異動等)については別途連絡します。

※今年度末は全講師の保険証を回収します(協会けんぽ⇒共済組合に変更のため)

学校事務に関するお問い合わせや相談ごと …… 亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177 FAX 82-2766

